

静岡県選挙管理委員会規程第4号

公職選挙法による選挙運動に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年7月1日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本正幸

公職選挙法による選挙運動に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法による選挙運動に関する規程（昭和34年静岡県選挙管理委員会告示第35号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>別表(第64条の2関係)</p> <p>(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の額</p> <p>ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の額</p> <p>△ 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額</p> <p>三 宿泊料 (食事料2食分を含む。) 1夜につき<u>12,000円</u></p> <p>ホ 弁当料 1食につき<u>1,000円</u>、1日につき<u>3,000円</u></p> <p>△ 茶菓料 1日につき<u>500円</u></p> <p>(2) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬額</p> <p>イ 基本日額 10,000円</p> <p>ロ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割</p> <p>(3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>イ 鉄道賃、船賃及び車賃 (1)イ、ロ及び△に掲げる額</p> <p>ロ 宿泊料(食事料を除く。) 1夜につき<u>10,000円</u></p> <p>(4) 選挙運動に従事する次の者1人に対し支給することができる報酬の額</p> <p>イ 選挙運動のために使用する事務員 1日につき<u>10,000円</u></p>	<p>別表(第64条の2関係)</p> <p>(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の額</p> <p>ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の額</p> <p>ハ <u>航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u></p> <p>三 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額</p> <p>ホ 宿泊料 (食事料2食分を含む。) 1夜につき<u>23,000円</u></p> <p>△ 弁当料 1食につき<u>1,500円</u>、1日につき<u>4,500円</u></p> <p>△ 茶菓料 1日につき<u>1,000円</u></p> <p>(2) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬額</p> <p>イ 基本日額 10,000円</p> <p>ロ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割</p> <p>(3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>イ 鉄道賃、船賃、<u>航空賃</u>及び車賃 (1)イから<u>二</u>までに掲げる額</p> <p>ロ 宿泊料(食事料を除く。) 1夜につき<u>20,000円</u></p> <p>(4) 選挙運動に従事する次の者1人に対し支給することができる報酬の額</p> <p>イ 選挙運動のために使用する事務員 1日につき<u>15,000円</u></p>

<p>ロ 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。) 1日につき<u>15,000円</u></p>	<p>ロ 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。) 1日につき<u>20,000円</u></p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。